

国に納める国税（所得税など）のほかに、地方税という税金があります。ここからは地方税とは何かについて、また地方税の中でも代表的な住民税について説明していきます。

## 1.16 地方税とは

▶▶ 地方税とは、地方公共団体（都道府県・市区町村）へ納める税金である。

教育・福祉・ごみ処理など、生活にむすびついた公共サービスの多くは地方公共団体（都道府県・市区町村）によって提供されています。地方税は、このような公共サービスの費用を住民等で共同して負担しあうという考えから設けられた税金であり、地方税が課税された場合は地方公共団体（都道府県・市区町村）へ納めることとなります。

### 【ほそく】： 国税と地方税

課税権の主体が国にある税を国税、地方公共団体（都道府県・市区町村）に課税権がある税を地方税といいます。以下の図 1.16.1 にその一部を示します。

	直接税 直接納める税金	間接税 間接的に納める税金
<b>国税</b> 国に納める税	所得税、法人税、相続税、贈与税など	消費税、酒税、たばこ税、関税など
<b>地方税</b> 地方公共団体に納める税	道府県税 住民税（道府県民税）、自動車税など	地方消費税、道府県たばこ税など
	市町村税 住民税（市町村民税）、固定資産税、軽自動車税など	市町村たばこ税、入湯税など

図 1.16.1 国税と地方税

## 1.17 地方税の体系

▶▶ 地方税は、道府県税と市町村税に分けられる。

地方税は、道府県税と市町村税に区分され、その税の使いみちから普通税（税の使いみちが特定されていないもの）と目的税（税の使いみちが特定されているもの）に区分されています。現行の地方税の体系を次の図 1.17.1 に示します。

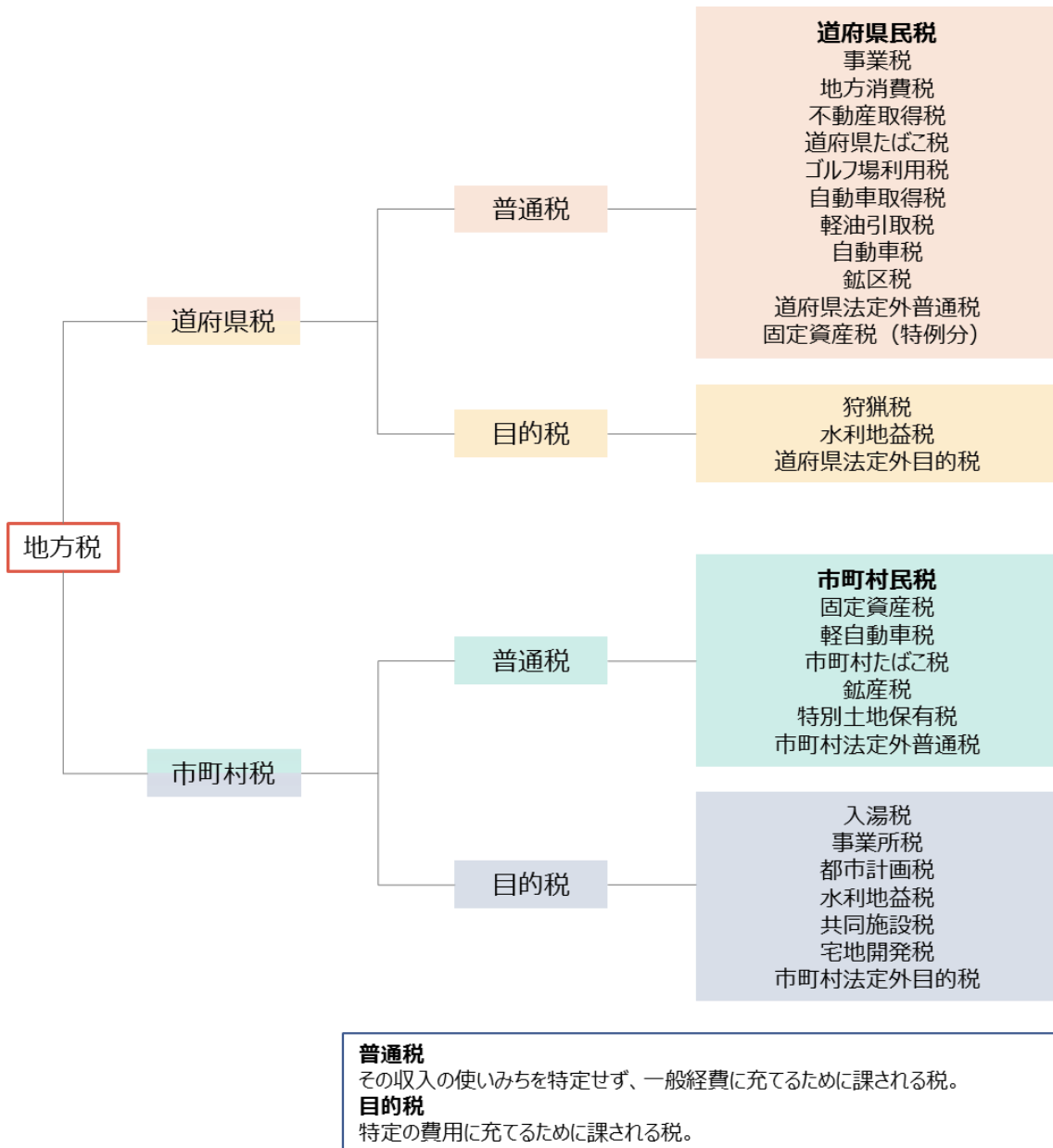


図 1.17.1 地方税の体系

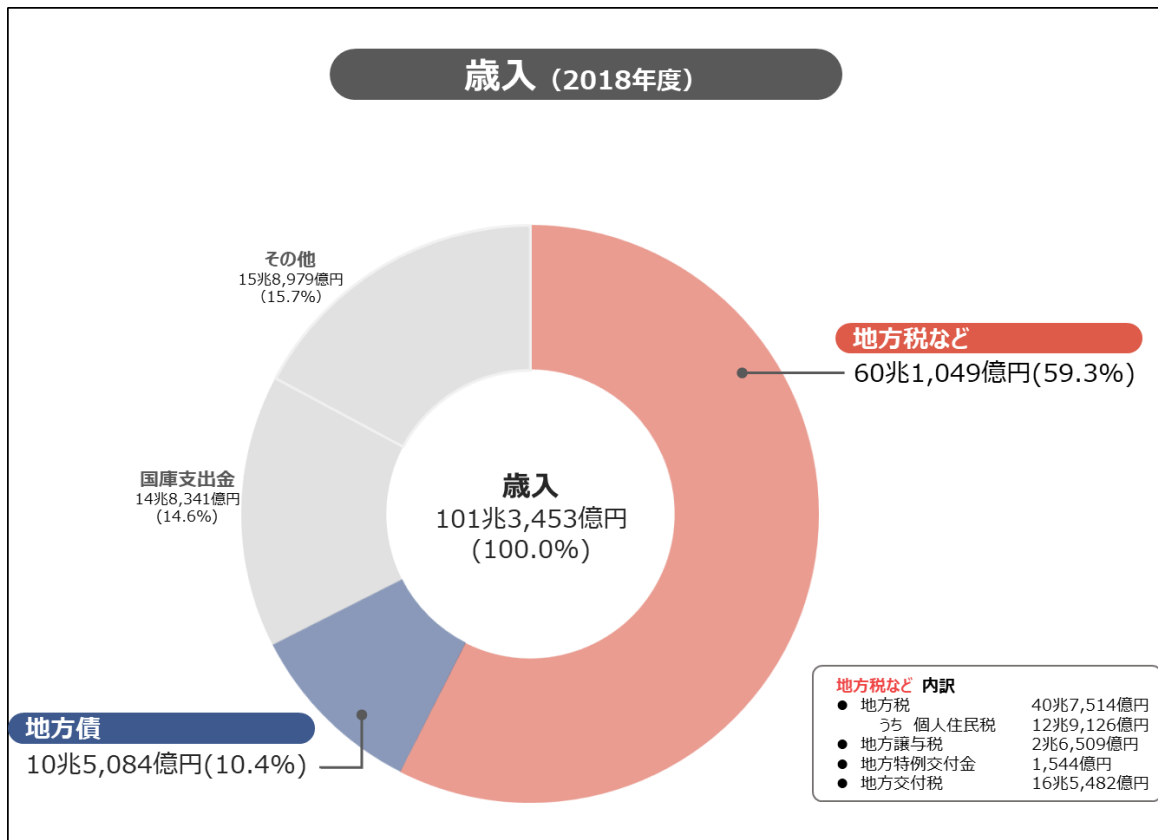
## 1.18 税のつかいみち | 地方公共団体（都道府県・市区町村）の歳入と歳出

▶▶ 地方公共団体（都道府県・市区町村）は、わたしたちの暮らしに深く関係している。

地方公共団体の収入と支出は1年ごとに計算され、1年間の収入を歳入<sup>さいにゅう</sup>、支出を歳出<sup>さいしゅつ</sup>とよびます。以下の図 1.18.1 に地方公共団体の歳入と歳出の内訳を示します（国の歳入と歳出については、1.2 に記載）。

歳入については、地方税などによる収入が約6割、公債金（国債の発行）による収入が1割を占めており、歳出については、道路の整備、福祉・衛生、学校教育などの日常生活に関係の深い分野が多くを占めています。このように、地方公共団体は、わたしたちの暮らしに深く関係していることがわかります。

令和2年版地方財政白書（2018年度決算）HTML版（総務省）を加工して作成  
[\(https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/hakusyo/\)](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/)



歳入の内訳

歳入項目	内容
地方税	住民税、地方消費税、固定資産税などの税金
地方譲与税	国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税金
地方特例交付金	減税にともなう地方公共団体の減収分を補填するために交付される交付金
地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定のサービスを提供できるよう保障するために国から交付される税金
地方債	税金の収入だけでは足りないときに、地方債の発行（負債）をして得る収入
国庫支出金	国が地方に対して支出する負担金や財政援助のための補助金等の総称
その他	施設使用料、事務手数料、繰入金などの収入

歳出の内訳

歳出項目	内容	
民生費	児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備および運営、生活保護の実施等にかかる費用	
教育費	学校教育や社会教育等にかかる費用	
土木費	道路、公園等の建設・整備等にかかる費用	
総務費	全般的な管理事務、財政・会計管理事務にかかる費用	
衛生費	医療、公衆衛生、ごみ収集等にかかる費用	
商工費	地域における商工業の振興とその経営の近代化等にかかる費用	
農林水産業費	農林水産業の振興と食料の安定的供給にかかる費用	
公債費	負債の元金・利子などの返済費用	
その他	警察費	犯罪の防止、交通安全の確保、国民の生命保護など、警察行政にかかる費用
	消防費	火災、風水害、地震等の災害の防止など、消防行政にかかる費用
	労働費	職業能力開発の充実、失業対策等の施策にかかる費用
	その他	災害復旧費、諸支出金など

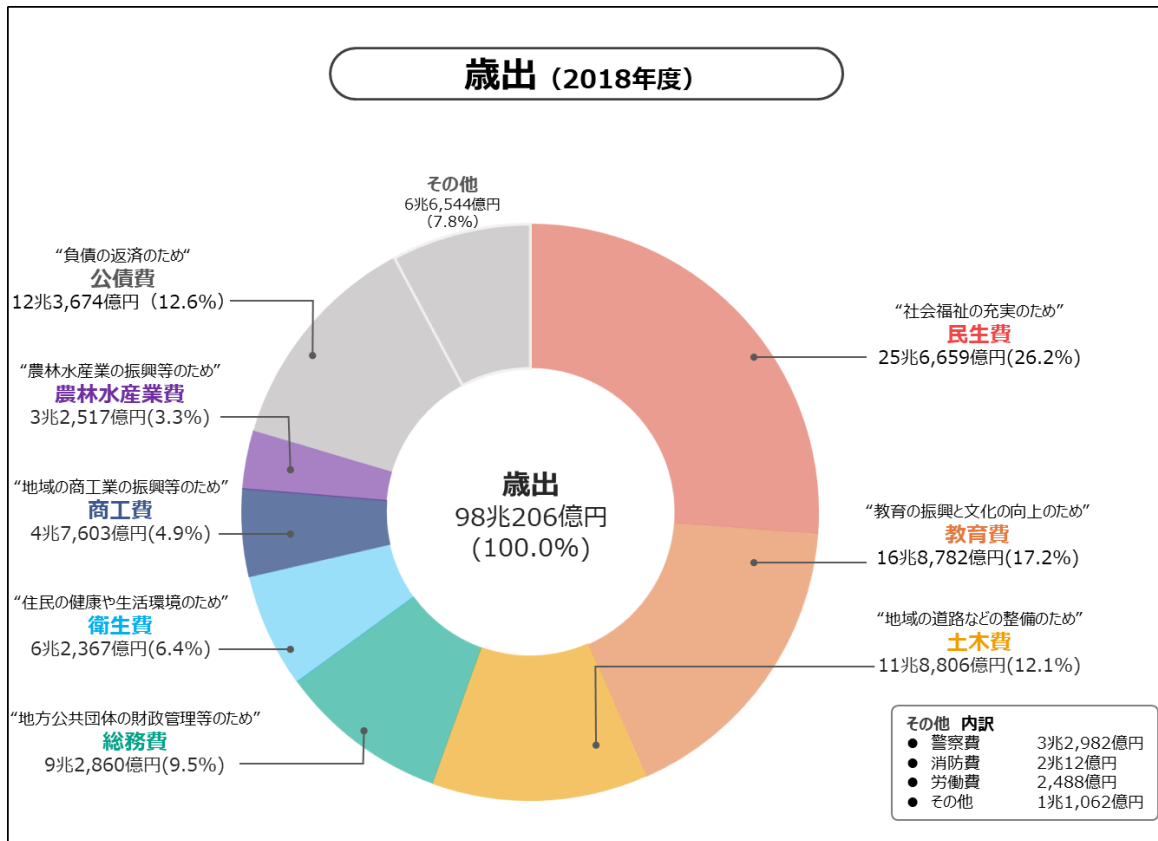


図 1.18.1 地方公共団体の歳入と歳出

ここからは地方税の中でも生活に身近な住民税（道府県民税、市町村民税）について説明していきます。

## 1.19 住民税とは

▶▶ 住民税は、道府県民税と市町村民税の2つで構成されている。

住民税とは、公共サービス（教育、福祉、ごみ処理など）の費用を住民等で共同して負担しあうという趣旨から設けられた地方税のうちの一つです。住民税は、納税者本人が住んでいる都道府県・市区町村に納めます。

住民税は、道府県民税（東京都では都民税）と市町村民税（東京都特別区では特別区民税）の2つで構成されています（図 1.19.1）。

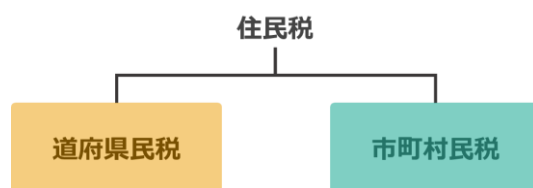


図 1.19.1 住民税

### ▶ 住民税の税額

住民税の税額は所得割と均等割の合計です。住民税の内訳を図 1.19.2 に示します。

$$\text{住民税} = \text{所得割} + \text{均等割}$$

**所得割とは：**前年の所得金額に応じて課税される。<sup>※1</sup>

$$\text{所得割} = \text{前年の課税総所得金額}^{\text{※2}} \times 10\%$$

**均等割とは：**所得に関係なく定額で課税される。

$$\text{均等割} = 5,000 \text{ 円}^{\text{※3}}$$

※1 税額控除（寄付金税額控除など）がある場合は、それを差し引いた金額が所得割となります。

※2 課税総所得金額とは、総所得金額から所得控除を差し引いた金額のこと。

※3 厳密には均等割が 4000 円、「森林環境税」が 1000 円、合わせて 5,000 円が課税されることとなります(令和 6 年度から)。

	道府県民税	市町村民税	合計
所得割	前年の課税所得 × 4%	前年の課税所得 × 6%	前年の課税所得 × 10%
均等割	1,000円	3,000円	4,000円※ 令和5年度までは5,000円

※令和6年度からは、森林環境税として1,000円が加算され、合わせて5,000円が課税される（つまり、金額は今までと変わらない）。

図 1.19.2 住民税の税額

**注意** | 前年に所得があれば住民税を納めなければなりません。

その年に所得がなくても、前年に所得があれば住民税を支払うことになります。

【ほそく】： 所得控除額は所得税と住民税の場合で異なる。

所得控除額が所得税の場合と金額が異なるので注意。

控除種類	区分	控除額   所得税	控除額   住民税
基礎控除	一律に控除される	480,000円	430,000円
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000円	330,000円
	70歳以上の控除対象配偶者	480,000円	380,000円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額※が48万超～133万以下	0～380,000円	0～330,000円
扶養控除	16歳以上の一般の控除対象扶養親族	380,000円	330,000円
	19歳以上23歳未満の特定扶養親族	630,000円	450,000円
	70歳以上の同居老親等の老人扶養親族	580,000円	450,000円
	70歳以上の同居老親等以外の老人扶養親族	480,000円	380,000円
障害者控除	一般の障害者	270,000円	260,000円
	特別障害者	400,000円	300,000円
	同居特別障害者	750,000円	530,000円
寡婦控除	一般の寡婦	270,000円	260,000円
	特定の寡婦	350,000円	300,000円
寡夫控除	寡夫にあてはまる者	270,000円	260,000円
勤労学生控除	勤労学生にあてはまる者	270,000円	260,000円
社会保険料控除	社会保険料を支払った者	支払った金額	同左
医療費控除	医療を受けた者	最高200万円	同左
雑損控除	損害を受けた者	(損失の金額) - (総所得金額等 × 10%)	同左

そのほかに、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除があります。  
※合計所得金額とは、山林所得・退職所得を含む各種所得金額の合計額（繰越控除前）。くわしくは巻末1.3に記載。

図 1.19.3 所得控除額

## 例、住民税の計算

以下の条件のとき、住民税はいくらになるか計算せよ。

条件（前年の給与収入 200 万円、基礎控除 43 万円、控除対象配偶者有り、社会保険料控除 25 万円）

給与収入が 200 万円なので、給与所得控除は、

$$2,000,000 \text{ 円} \times 30\% + 80,000 \text{ 円} = \frac{680,000 \text{ 円}}{\text{給与所得控除}}$$

となります。したがって、給与所得は、

$$2,000,000 \text{ 円} - \frac{680,000 \text{ 円}}{\text{給与所得控除}} = \frac{1,320,000 \text{ 円}}{\text{給与所得}}$$

となります。課税総所得金額は、総所得金額 - 所得控除なので、

$$\frac{1,320,000 \text{ 円}}{\text{給与所得}} - \frac{430,000 \text{ 円}}{\text{基礎控除}} - \frac{330,000 \text{ 円}}{\text{配偶者控除}} - \frac{250,000 \text{ 円}}{\text{社会保険料控除}} = \frac{310,000 \text{ 円}}{\text{課税総所得}}$$

となります。したがって、住民税は、

$$\begin{aligned} \text{住民税} &= \text{所得割} + \text{均等割} \\ &= \text{課税総所得} \times 10\% + 5,000 \text{ 円} \\ &= 310,000 \text{ 円} \times 10\% + 5,000 \text{ 円} \\ &= 36,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

となります。

※さらに、住民税の税額控除である調整控除により、住民税額はもう少し低い金額になります。くわしくは、市区町村ホームページの調整控除に関するページでご確認ください。

### 【ほそく】：住民税が非課税となる場合（東京都 23 区内の場合）

合計所得金額※が 45 万円以下の場合、所得割および均等割がかかりません（課税されません）。※他の市区町村では金額が異なる場合があるので注意しましょう。

#### 【例】給与収入のみ（アルバイトなど）で、収入が 100 万円以下の者

上記の場合、合計所得金額※が 45 万円以下なので住民税が課税されません。

$$100 \text{ 万円} - 55 \text{ 万円（給与所得控除）} = 45 \text{ 万円}$$

※合計所得金額とは、山林所得・退職所得を含む各種所得金額の合計額（繰越控除前）。くわしくは巻末 1.3 に記載。

### 注意

- そのほかにも、扶養親族がいる方や障害者・寡婦・生活保護を受けている方などは、一定の所得金額以下ならば住民税が非課税となる場合があります。
- 非課税となる所得金額を若干上回る方の税引き後の所得金額が、非課税となる金額を下回ることのないよう税額を減額する税額調整措置があります。くわしくは各市区町村サイトの住民税に関するページを参照。
- 分離課税となる所得については、他の所得と分離して所得割の計算が行われます。

**問 1.4**

- (1) 以下の場合、住民税がいくらになるか計算せよ。  
(課税総所得金額 50 万円) の場合
- (2) 以下の場合、住民税がいくらになるか計算せよ。  
(課税総所得金額 5 万円) の場合
- (3) 以下の場合、住民税がいくらになるか計算せよ。  
(給与収入 300 万円、基礎控除 43 万円、社会保険料控除 40 万円) の場合

税金・社会保障教育  
<https://www.mmea.biz>